

山口県報

令和8年
8月7日
(金曜日)

目次

○告示

- 土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……………
- 解除予定保安林（山口市）（森林整備課）……………
- 道路の区域の変更（道路整備課）……………
- 道路の供用の開始（道路整備課）……………
- 公告
- 契約の締結（デジタル・ガバメント推進課）……………



山口県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年八月七日

土地改良区の名称

認可年月日

山口県知事 村岡 嗣 政

下関市吉見土地改良区

令和八年、七、二八

山口県告示第三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣

から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

令和八年八月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 解除予定保安林の所在場所
岩国市錦町大原字片面山一〇三五一の七
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年八月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年八月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 光上関線
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
熊毛郡平生町大字尾国字南大久保一 一九の一地从先から 同郡 同町 同大字字道口一〇〇四 五の一地从先まで	旧	最狭 八・〇	二四八・五		
新	最狭 一七・〇 五五・六	二四八・五			

山口県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年八月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年八月七日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
光上 関 線	熊毛郡平生町大字尾国字南大久保一九の一地从先から同郡 同町 同大字字道口一〇〇四五の一地从先まで	令和八年八月八日



(二八七) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和八年八月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
山口県統合宛名管理システム開発及び運用保守業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和八年六月十一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社NTTデータ中国 広島市南区比治山本町二一番二〇号
- 六 契約金額
九千二百四十四万四千円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

令和八年八月七日印刷
令和八年八月七日発行

発行所

山口県庁
山口県知事